大阪ごみを考える通信

NPO 法人 大阪 ごみを考える会 http://osaka-gomi.sakura.ne.jp/ [連絡先] 吹田市江坂町 4-23-7-309 水川方 TEL/FAX (06) 6338-3908 [郵興口座] 00960-9-251431

2012度 NO. 5 2013. 1. 31

目 次

1. 理事長の今年の抱負

ごみは嫌われ者だが、豊かになったごみをうまくあつかうと売れる。 "ごみ"を価値の高い"モノ"として付き合い方を学んで行くと、ごみ も減り、お金も生むことができる。

2. 近畿市民派議員学習会でお披露目

<必要経費積算手法による

一般廃棄物収集経費について(中間報告)>

6年ほど続いている「ごみ問題学習会」の成果である、「必要経費積算手法による一般廃棄物収集経費について(中間報告)」を去る1月24日の川西市での近畿市民派議員学習会で森住が行った。それぞれの自治体における一般廃棄物収集の必要経費を、現状から一定の算出方法で求め、行政のお金の使い方を学習したもの。

3. 小型家電リサイクル法ってどんな法律?

小型家電リサイクル法が今年4月から動き始める。都市鉱山を生かす目的で作られた、この法律の鍵は認定事業者にある。市町村での収集・運搬はどうなるのか、小売店での回収が始まるのか、興味が高まっている。 パブリックコメントの募集があったが、2月中にも基本方針や、特定対象品目が決まる。制度をうまく活用したい。

4. 小型家電回収から街の清掃まで(ごみは国の宝の山だ)

小型家電リサイクル法が成立したことによって、小型家電の回収が始まる。 法律の縛りを取り払って、都市鉱山と呼ばれるように価値の高い資源を無 駄にしないよう、 収集のあり方について、自由な発想で、こんなシステム があればいいなと思うものを考えた。実際に実現すると、多くの人たちが参 加できて楽しくなる。

今年の抱負

明けましておめでとうございます!

こういうと、何を脳天気なことを!と言いたい方も多くなっている年が始まりました。 "木の葉"に "お金"という記号を書き入れると豊かになれると信じこむ私達の煩悩を安倍首相に "悪用"されているのに、不景気になると "善用"してくれるはずと思いこんでしまう凡人が多くなってしまった・・。なのに、当会も含めNPOは何もできていないように見えてしまうからだと思います。



でも当会の参加者は自分の身の回りで小さな"オアシス"を創り、そこで"富者の一燈"を照らすことができるようになったので、"おめでとう"に"!"をつけたい気持ちになれるのです。

平川さんや川上さんはみなに嫌われざるを得なくなった"ごみ"との付き合い方を極め、本誌でも紹介しているように元気いっぱい"富者の一燈"を照らせるようになりました。

モノが必要以上にあふれると捨てざるを得ないモノも当然増えます。それを見て識者といわれる人は"我足知"が大切!と説きたくるようですが、"足りる"と当然"余る量"も増えますから、この特質をよく知り巧く廻すことができるスキルも同時に提供しない"説教"は空念仏になってしまうのです。

でも平川さんや川上さんは、"ごみ"も"豊か"になり"売れる"ことに気づき、自分が売り手になったり売り手を育てる活動をしてきて身も心も"豊か"になり、"富者の一燈"を照らせるようになったのです。

私は"口だけ"の人間なのでモノの扱い方が下手でしたが、お二人から値打ちの高まった"ごみ"の扱い方の基本を学ぶことができたと気づきました。今年からはモノの扱い方もいっそう磨いていきますので、よろしくお願いします。

理事長 森住明弘

近畿市民派議員学習会でお披露目 <必要経費積算手法による一般廃棄物収集経費について(中間報告)>

ここ 6 年ほど重要活動の一つになっているごみ問題学習会での成果を、1 月 24 日に開かれた近畿市民派議員の学習会でお披露目しました。

この近畿市民派学習会は90回近く続いている実践型の学習会で、ごみ問題学習会のメンバーも参加

しています。今回は川西市議の宮坂さんが担当して川西市で行うことになり、そこでこれまでの成果を中間報告することになったのです。私は「必要経費積算手法による一般廃棄物収集経費について(中間報告)」という長い名前の報告書を解説することになったのですが、私が会場で最も言いたいことは、報告書の内容でなくこの報告が出来るようになった過程で学習したことなので、それに時間をかけ話に興味を持ってもらった方に報告書を買ってもらい、あとで内容を知ってもらおうとしました。すると出席された50名ほどの議員の大半が500円の報告書を買ってくれました。そこで内容は次号に譲り、ここでは過程で何を学習したのかを述べてみます。

1. 会則・会長・会費もいない組織が長続きするわけ

6年前から始まったごみ問題学習会には会則も会費も会長もいない珍しい組織です。それなのに長続きしてきたのは「参加者が直面したり関心を持っている自市の具体的なごみ問題に対する疑問点を話し合い、当面の解決策を探してそれを実践して「形」にして支持者を増やすことを目指す学習会」だったからです。例えば3Rのどれを最優先すべきか?とか随意契約がよいのか競争入札がよいのか等々の大きなテーマである理念的課題を整理して自分達の共通する立場を探す学習を主目的にしないで、資源ごみの回収率を上げるにはどんな協力ができるのかとか、理念的には劣るリサイクルをよりよくするには行政や市民に何を言っていけばよいのか等々を探すことを主目的にする学習を重視してきました。

それは例えば3Rのうち理念的には優れているリデュースとかリユースを大切にすると、容易にそれを形にでき多くの人が取り組める有効な手法が見つかりがたいため、取り組んでくれない人達の環境よりも便利さを求める"低い"環境意識に原因を求めてしまう発想法に陥ってしまい、グチを言うことしか形にできない壁にぶつかってしまうからです。

それでこの学習会では、どの理念を優先することが大切なのかを主なテーマにするのでなく、現実の市役所の職員が困っている問題を一緒に解決していくために、協力できる手法を探すことを主目的にすることにしたのです。かといって決して市の姿勢を正すことを忘れて単に協力するのでなく、協力する気が起こるように姿勢を正してもらうことも大事なテーマにする方針で運営しました。

2. お金の使い方に焦点を絞る

こんな一見矛盾する方針にピッタリのネタはお金の使い方に焦点を絞る学習法でした。どの市もお金が無くなってきたので、ごみ処理事業も直営の職員を減らし民間委託を進めています。確かに委託すると安くはなりますが、一方でまだまだ随意契約が多いので期待するほど安くなっていないし、入札で安く受注した人は雇った人の賃金を削る、不十分な仕事をする等々の問題が派生します。

これに気づいた市民や議員が"お金だけに注目してはダメ!"と言っても、たいていは"許された範囲内" (=裁量権の範囲内)と言われてしまうので、"のれんに腕押し"になり、これもグチを言うという形しか造れません。

これをあきらめない市民はオンブズマンになって、大阪府の水道部の接待費の使いすぎ問題を弁護士と一緒に裁判に訴え、許された範囲をかなり狭めることに成功しました。金額にすれば少ない成果ですが、もっと大きい成果は情報公開制度が著しく充実したことで、これを機会に領収書の宛先は大半が"墨塗り"されることなく公開されることになったのです。

このようにお金に焦点を絞ると、取り戻したお金は極わずかでも、お金に換算すると何億円何十億円 にもなる情報公開制度が充実するという大成果が得られるのです。どの事業をするにも必ず必要になる のは「人」と「モノ」と「お金」の3点セットです。しかしこれまではお金でなく最も大切な「人」に 焦点を当て、その人がワルイ人であることを証明することに注力してきたため、かえって成果が得られずのれんに腕押しにならざるを得なかったのです・・・。

こんな不条理なことになってしまうのは、「人」に焦点を当てると言っても、役所は選挙で選ばれた市長と彼に雇用される多数の職員で構成される"行政という法人"で、「人」から連想される一人の生身の人間でないから焦点が絞りきれないからないからです。焦点がぼやけると弾も的外れになるので、裁判では「市長」という役職を背負った生身の人間に焦点を絞りますが、現実には多数で犯したワルイことで、細部まで市長に報告は上がっていない等々のことがあるので、"よくはないが許された範囲内"のワルイことだからおとがめに及ばないとかわされてしまうことになるのです。

一方で2番目に大切な「お金」に焦点を絞ると、オンブズマン達のお陰で、この使い方については細部にわたるまで細かく細かく規則ができあがり、規則通り使ったことを記帳し、しかもその公開度も格段に進歩したので、墨塗り率が激減し、誰がごまかしたのかが非常にわかりやすくなりました。すると役所はごまかしができがたいようにまた規則を整備して行くので、ガラス張り度が一層増すという市民にとって好循環の流れができあがっていくのです。

3. 金銭出納帳しか書けない弱み

お金に焦点を絞っても、記録する帳面が金銭出納帳しかない行政を相手にするとムダ使いをしている!と怒ってみても収支がクロになっていると、ムダとは必ずしも言えないと言われてしまい、のれんに腕押しになります。企業と違い、儲からない事業もする必要があるなどともっともらしい言い訳が通るからです。

市民が唯一ムダであることを証明できる仕組みが住民監査制度ですが、この仕組みを利用して国の補助金をムダに使っていることを認めさせることができたとしても、ソンをさせたわけではないから住民の負けと言われてしまうのです。この制度はムダ金を使い市にソンをさせた場合のみ訴えることができる仕組みにしてあるからです。

随意契約することはワルイこととして訴え、競争入札の場合よりもムダに使われている割合が多いことを証明したとしても、ソンまでしたとは言えないと言われて負けにされてしまいます・・・。

企業は使途を金銭出納帳 (≒損益計算書) だけでなく、「貸借対照表」の2冊に書きます。NPO団体になった当会もこの2冊は必ず書く必要があるので、企業におられた千代延さんが担当してくれています。「減価償却費」とよく知っている概念が活用されるのが大きな違いです。○○費と聞くと現実のお金が誰かに支払われるイメージを持ちますが減価償却費は現実のお金の動きは一切無く帳簿の上だけで動く架空のお金です。買った財産は段々目減りしていくから、目減り分を積み立てておける事業をしないと明日はないよと気持ちを引き締めてくれる役割をしてくれているわけです。

行政はこの減価償却費を積み立てなくてもよいので、例えばごみ収集費を計算するとき、一年間に使った現金だけを計上するので、その年にパッカー車を買わなければ、過去に買った車の目減り分は計上しなくてもよいことになり、見かけの収集費はその分だけ安く見えるのです。パッカー車は一台800万円程度ですから収集費の違いは小さいですが、処理費になると何百億円の焼却施設や、何億円もする破砕機等々億円単位のお金になるから減価償却費を計上するか否かの差はかなり大きくなり見かけのコストが安くなるのです。 すると気が緩み企業に比べてお金の使い方が甘くなるので、厳しい民間に仕事をしてもらわざるを得なくなる、するとますますコスト意識が希薄になり仕事をする能力も目減りしてしまう・・という悪循環がおおきくなるのです。 (続く)

(記 森住 明弘)

小型家電リサイクル法ってどんな法律?

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(以下、小型家電リサイクル法)が、2012年8月に成立しました。2013年4月から試験的に施行、2014年から完全施行が決まっています。「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針案」及び「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令案等」が昨年12月に出され、パブリックコメントの募集が2012年12月25日から2013年1月24日まで実施されました。2月中に決定、公表される予定です。

この法律の目的は、使用済小型電子機器等(以下、小型家電)の中古品が中国等の国外へ輸出され、不正な処理をされるために環境汚染が起きており、この問題を防ぐことと、家庭内に眠っている小型家電に含まれる非鉄金属、貴金属、レアメタルなどの都市鉱山資源の再利用を推し進めることで、資源を確保することです。小型家電は一般廃棄物として市町村で処理されますが、金属のうち回収されるものは、鉄やアルミ等の一部の金属のみで、金や銅などの有用金属はほとんどが埋め立て処分されているのが現状です。最終処分場の残余容量は減少が続いており、小型家電の再資源化を行うことで、廃棄物の最終処分量の削減が期待されています。

認定事業者は廃棄物処理法の許可をうけなくてもいいの?

認定事業者とは、再資源化のための事業を行うことを国によって認められた事業者であり、「使用済小型電子機器等の再資源化事業の実地に関する計画」を提出して、受理されると認定を受けることができます。認定事業者になると、使用済小型電子機器の収集、運搬、処分を行う時に、市町村等による廃棄物処理の許可が不要となるのです。その権利は認定事業者の下で働く業者にも適応されます。すなわち、認定事業者および認定事業者の委託を受けて業を実施する者は、一般廃棄物収集運搬業者もしくは一般廃棄物処分業者、または、産業廃棄物収集運搬業者もしくは産業廃棄物処分業者とみなす、というみなし規定があるのです。

また、「計画に則って事業の対象とされる小型家電」は、廃棄物ではなくなります。認定された計画 の範囲内で、小型家電はあくまでも「小型家電」であって、一般廃棄物でもなければ、産業廃棄物でも ないのです。

認定事業者に求められるものは?

収集・運搬を行う区域は広域であることとし、二つの基準を設けています。ひとつは、隣接する3都道府県(北海道、沖縄は除外)以上をカバーできること、もうひとつは、対象となる区域の人口密度が1000人/Mi以下であることです。また、個人情報が記録されている小型家電について、個人情報の漏えい防止のために必要な措置を講じることや、再使用を行う場合には、動作確認等を行い、再使用を適正に行うこと(これは中古利用と称して中古利用に適さないものを輸出することを防ぐ)、保管施設は周辺の生活環境保全のための措置を講ずることなど、かなり厳しい基準が求められます。

国への報告内容は、引き取った小型家電の量(携帯、PHS、パソコンについては別途、報告)、認定計画に基づいたリサイクルより得られた資源の種類と重量などです。

対象となる品目

対象品目は施行令案に 30 のカテゴリーに分類され、示されています。そのうち、市町村、消費者が

認定事業者に対して無償での引き渡しが可能となるもの(環境省の試算)について、国が特にリサイクルすべきと特定した品目を特定対象品目としてガイドライン案が示されています。市町村は独自の判断で回収品目を選べるというわけです。特定対象品目として挙がっているものは、携帯電話、パソコン、デジタルカメラ、DVD レコーダー、CD プレーヤー、USB メモリー、ヘアードライヤーなどなどです。

各主体の取り組み

- 1. 消費者
 - ・小型家電等を分別しての排出
 - ・市町村、もしくは認定事業者から委託を受けた小売業者等へ引き渡すよう努める

2. 事業者

- ・小型家電等を分別しての排出
- ・認定事業者もしくは再資源化を適正に実施できる者に引き渡すよう努める

3. 市町村

- ・できるだけ多くの市町村の参加が必要不可欠
- ・回収した小型家電等を認定事業者へ引き渡し
- ・住民に対して回収について周知を行う
- ・有害物質による環境汚染の防止
- ・認定事業者に対して改善命令等の適切な指導監督を行う

4. 小売業者

・回収ボックスの設置などにより、消費者からの効果的な回収に協力する

5. 製造業者

- ・解体しやすい設計や原材料をなるべく統一するなど環境配慮設計に努める
- ・再資源化により得られた有用資源の積極的な活用に努める

6. 認定事業者

- ・市町村から引き取りを求められたら引き取らなければならない
- ・継続的、安定的及び高度に再資源化を行い、より多くの有用資源が回収されるよう、責任をもって再資源化に取り組む。

7. 国

- ・制度の円滑な立ち上げと運用に向けて市町村に対する財政等の支援を実施する
- ・回収方法や認定事業者との契約に関するガイドラインを定める

私たち、消費者もこの制度をうまく使おう

この制度は、関係者(消費者、事業者、市町村、小売業者、認定事業者など)が協力して自発的に回収方法やリサイクルの実施方法を工夫しながら、それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施する促進型の制度です。小型家電は有価になるものとならないものが混在していますが、本当にリサイクルの価値があるものだけをリサイクルしていては、目的の達成ができません。適切な利潤が得られる範囲内で、できるだけ多種類の小型家電をリサイクルできるようにすることが求められています。

この法律の運用は4月1日からで、認定事業者の申請も始まります。消費者にとっては、回収場所を 持って行きやすいところに設定してほしいものです。また、この制度をうまく利用し、障がい者などへ の地域での雇用創出ができれば良いと思います。今後の動きが注目されます。 (記 水川 晶子)



小型家電回収から街の清掃まで (ごみは国の宝だ)

平成 13 年度に家電 4 品目(ブラウン管テレビ エヤコン 冷蔵庫 洗濯機)リサイクルが始まった。平成 15 年にパソコン、平成 21 年に平面テレビ衣類乾燥機なども同様となった。また更に今年 4 月から小型家電の回収が始まろうとしている。これらのリサイクルは有価物の回収が目的であり、これらには『都市鉱山』と呼ばれるにふさわしい鉱物品位もあるという。でも小型家電は本当に集められるだろうか。今まで通りほったらかしにした揚句ごみに出してしまいそうである。さて集まりやすくするには…。

ごみを出してウキウキしたい

冷蔵庫など大型家電は不要になればすぐ処分してしまいたいものであるが、小型家電はそんなに邪魔にならないものでありこれを積極的に誰かのお役に立てたいというモチベーションが湧いてこない。然るべきところに持っていきたくなるような仕掛けがあれば自然に集めることもできるのではないだろうか。

欲しいものを買うときはウキウキする。買いものに行くことが楽しい。ごみを捨てるときも楽しくありたい。小型家電を然るべき拠点へ持っていきたくなるような、気持の上でもウキウキとするような仕組みがあったらどうだろう。それはデポジット制ではなく、わずかでもお礼の品か褒美をもらえるような方法があったらとおもうのだが。

然るべきところとは

市民にとって然るべき場所としてコンビニが丁度便利良いかも。家電量販店やホームセンターや街の電気屋さんは勿論、役所やごみ処理場もよいのであるが殆どの人にとっては家から遠い、日常で考えるなら近所の適当なところ手軽なところにあるのがよい。コンビニなどにある程度溜まるまで預かってもらうのである。収集に効率よい量が溜まれば回収してもらうのである。

褒美は現金もしくはポイントで

処理費を払うのではなく持参した人にはわずかでも褒美として現金をもらえるようにする。またポイント制を取り入れることもよいのではないか。例えば『Gポイント』などと呼び一定の基準でポイントを与える。貯まったポイントは地元商店街の地域マネーや現存するポイント制のTポイントやマイルなどに変換できるようなこともあってもよいのではないか。持っていけばわずかでも必ずもらえるのが良い。

仕分ける手間を認めて

消費者は物を買って使うだけでなく、いろいろな趣味を持っていて DIY を楽しむ人がいる。趣味と実益を兼ねて費用をかけずに手間をかけて自分で物を作るのである。買った物や自分で作ったものも使い終わればごみになる。話はここである。ごみを捨てるときにも DIY を認めてもらえないだろうか。分解ということもある意味 DIY といえるのではないだろうか。材質別に仕分けて持っていくと褒美が多くもらえると尚楽しいのではないか。そして小型家電に関わらず大型家電も同様に DIY を楽しむように自分で分解することも可能である。このような仕分けた物の受け取りは少々専門知識のある人がいるところで受け取る。ごみ処理場やリサイクルプラザがそれであれば良い。

リサイクルプラザは仕分け場所

リサイクルプラザはごみにされる自転車を直したり、家具や衣服を展示して欲しい人に提供したりするところであるが、趣向を変えて自分の出した家電などを分解する場所を提供する。そのままだと僅かな褒美だが分解分別して材質別に仕分ければ手間が認められてそれなりに高額な褒美がもらえる。そんな場所を無料で提供するのである。もちろん従来どおり修理して譲るのも有りである。また、どうしても有価物にならない部分もある。それは普通ごみとして焼却すればよい。

ごみは自治体の垣根を越えられないのはもう古い

褒美を出して回収するこれらは有価物である。よって市町村の区域という垣根はなくなる。静脈物流も自由販売である。

ごみは国の宝だ

日本の国土は個人の所有権を認めているが、大きく言えば日本のものである。その 国土を形作っているのは岩石であり、土である。値打ちを考えたことはないだろうが 岩石や土は国土を成すものであり、なければ国土はなくなってしまうのである。

値打ちを考えたこともない物の値打ちを考えると、ごみもまた、値打ちのあるものである。海に埋めれば島ができる。その嵩が最低限の値打ちといえる。考え方を変えよう。ごみは庶民にとっては不要なものとしてマイナスの値打ちである。しかし国レベルではマイナスの価値のものはない。



ごみをどこか然るべきところへ持っていけば買い取ってもらえる。そんな制度を考えよう。

ごみ仕分け業が職業になればよい

仕分けて運ぶことが値打ちと考える。家電四品目・パソコン・小型家電などと個々に考えず資源化できるごみは全てこのようなルートに乗せていくべきではないだろうか。これらのごみを集めること、仕分けることを業として認めることも必要ではないか。ごみを仕分けて然るべきところへ持ち込めばいくらかの収入になる。

雇用の創出

社会の底辺で生活している人たち、社会的に見てマイナス(社会から助けてもらって生活している状態)の側にいる人たちがプラスの側に来やすくなるシステムになれないだろうか。

それには丁度ゼロから始められるのがよいのではないだろうか。家電やパソコンだとか言うのではなく道端に落ちている空き缶やごみの回収、不法投棄ごみの引き上げ、つまり街の清掃、そしてそれらをごみ処理場へ持ち込めば何らかの褒美がもらえる。誰でもできるところがよいのである。

追記、もうすでにどんな家電もゼロ円で引き取ります。という業者がある。そこへ聞いてみた、もうすでに個人的に材質別に仕分けして持ち込み収入を得ている人がいるという。業者は有額で買い取っているのである。このような業種が社会的に認められたいものである。

(記 吉田義晴)